

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限額あり）を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

※他にも資産要件等、複数の要件があります。



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄			
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>			
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※北九州市の場合 (単位：万円)	<input type="checkbox"/>			
		単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額（月額）		113,000円	165,000円	210,000円
支給家賃額（上限額）	29,000円	35,000円	38,000円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>			
ハローワークに求職の申し込みをしますか？ (4/30～当面の間、不要です)	<input type="checkbox"/>			

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があります。お住まいの区役所「いのちをつなぐネットワークコーナー」へお問合せください。